

特定非営利活動法人 すぎなみ学びの楽園 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人すぎなみ学びの楽園という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区善福寺4丁目23番17号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広くシニア世代等に対して、社会教育に関する事業を行い、福祉の増進・シニア世代の居場所づくり・地域づくりに寄与することを目的とする。「住んでよし、学んでよし、心のふるさと、すぎなみをつくろう」というテーマで、世代間の交流や地域の中での交流が少なくなってきた現代、教え、教わり、学んだもの同士の交流を深め、仲間づくりの手助けをし、継続して楽しく学ぶことのできる場を提供する。主に団塊の世代を中心に、児童生徒から、シルバー層にわたる杉並区民・団体等を対象に、3世代交流、各種教室の開催、文化的催しものなどの支援事業を行い、行政との協働により豊かな地域文化を発展させる。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 各種講習会開催事業
- (2) シニア支援を目的とする他のNPOや団体とのネットワーク構築及び援助事業（プラットフォーム）
- (3) 杉並区民等の為の地域づくり事業
- (4) イベント等の企画・運営事業、コンサルティング事業
- (5) 書籍、雑誌などの出版事業
- (6) 人材育成、研修事業
- (7) 普及啓発及び相談事業
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で総会における議決権を有するもの
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 特別会員 この法人の目的に賛同して入会し、理事会で認定され活動を共にするもの。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

- 2 代表理事は、前項の申込者がこの団体の目的に賛同するものであると認めるときは、これを拒否する正当な理由のない限り、入会を承諾するものとする。
- 3 代表理事は、第1項の申込者の入会を承認しないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 この法人の会員は、入会金、会費を払い込むことによって会員になることができる。

- 2 入会金、会費の額は、理事会において別に定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 死亡または失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会員である団体が消滅したとき。
- (4) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときには、当該会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の名誉を著しく傷つけるか、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (2) この法人の定款に違反したとき。

(入会金及び会費等の不返還)

第12条 既納の入会金及び会費その他拠出金品は、その理由の如何を問わず返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事、1名以上2名以内を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第14条 役員は、正会員のなかから総会の議決により選任する。

- 2 代表理事、副代表理事は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、理事会が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、及び総会又は理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 理事の業務執行又はこの法人の財産の状況について、不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員は、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。
- 3 欠員又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1以上を超える者が欠けたときには、遅延なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときには、当該役員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事は、理事会の決議で、監事は、総会の決議を経て、総当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (報酬等)

第19条 役員はその3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行する為に要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に事務を処理する為の事務局を設けて、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、職員は事務局長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て事務局長が別に定める。
- 4 顧問及び相談役を置くことができる。

第5章 運営委員会

(役割)

第21条 この法人には事業を詳細にわたって推進するために運営委員会を置くことができる。

(運営委員長、副運営委員長)

第22条 運営委員会には運営委員の互選により運営委員長1名、副委員長数名を置く。

- 2 運営委員会には幹事会を置くことができる。

第6章 総会

(総会の種別)

第23条 この法人の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第25条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 役員を選任及び職務
- (4) 監事の解任
- (5) 会員の除名
- (6) 解散における残余財産の帰属

(総会の開催)

第26条 定期総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事が請求したとき。

(総会の招集)

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第29条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第30条 総会の議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合にはこの限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第31条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合において、書面をもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事ができない。

(総会の議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第34条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 理事の解任
- (3) 役員の職務及び報酬
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) 特別会員の認定に関する事項
- (8) 事業報告及び決算
- (9) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第35条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

第38条 理事会の議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の書面表決等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の場合において、書面をもって表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印又は署名しなければならない。

第8章 資産および会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、代表理事の監督のもとに事務局長が管理し、監事の監査を受けるものとする。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、事業年度ごとに代表理事が作成し、毎事業開始前に理事会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は、予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、当該事業年度終了後の理事会の承認を得て、総会で報告する。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

第11章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	松田 輝雄
理事	土屋 隆一
理事	山田 吉男
理事	柳生 眞子
理事	松本 勝正
監事	平井 孝一

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2009年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定に拘らず、2008年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

正会員	入会金	10,000円	年会費	5,000円
賛助会員	入会金	0円	年会費	一口 10,000円(一口以上)
特別会員	入会金	0円	年会費	3,000円